

★ 特別職等の退職手当の特例に関する規則（規則第十五号）（人事課）

一 制定の理由

国家公務員から本県の特別職等となった者が再任等される場合に、先の特別職等の退職に係る退職手当は支給せず、その在職期間を通算することとするため、必要な事項を定めた。

二 規則の内容

- 1 国家公務員からその退職時に退職手当の支給を受けることなく本県の特別職等となった者が退職し、その者が退職の日又はその翌日に引き続き同一の特別職等又は他の特別職等となった場合には、先の特別職等の退職に係る退職手当は支給しない。
- 2 1に該当する者の先の特別職等としての在職期間は、後の特別職等としての在職期間に通算する。

三 施行期日

平成二十二年三月二十九日

★ 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十六号）
（環境保全課）

一 改正の要旨

土壤汚染対策法及び土壤汚染対策法施行規則の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十七号）
（森林保全課）

一 改正の要旨

広島県土砂の適正処理に関する条例の規定による許可を要しない土砂埋立行為を追加するとともに、自然公園法の一部改正に伴う引用条項の整理等を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日